

装 備 局 長
施 設 等 機 関 の 長
各 幕 僚 長
統合幕僚会議事務局長 殿
技 術 研 究 本 部 長
調 達 実 施 本 部 長
防 衛 施 設 庁 長 官

防装管第4955号
7.9.29
防装管第3496号
9.6.30
防装管第6279号
10.12.8
防管装第164号
13.1.6
防管装第2852号
16.3.29
防管装第2405号
18.3.27
防経装第7601号
18.7.31
防経装第258号
19.1.9
防経装第8414号
19.8.30
防経装第10068号
21.8.28
防経装第4045号
22.3.31
防経装第6188号
23.5.17
防経装第14893号
23.12.14
一部改正 防官文(事)第18号
27.1.1
一部改正 防装庁(事)第100号
28.3.28
一部改正 防官文(事)第53号
令和元年 6月20日
一部改正 防装庁(事)第166号
令和2年 3月31日
一部改正 防装庁(事)第59号
令和6年 3月 1日

事 務 次 官

装備品等標準化実施細則の制定について（通達）

標記について、別添のとおり制定されたので通達する。

なお、防衛庁仕様書の原案及び防衛庁規格の原案の様式並びに記載要領について（通達）（防装類第2581号。43.10.1）、標準化基本計画について（通知）（装調第1218号。47.3.17）、試用品目の使用実績の作成様式について（通知）（装調第4241号。47.9.6）、標準品目等の指定等の申請について（通知）（装管第1687号。5.3.24）及び装備品等の仕様書について（通知）（装管第1685号。5.3.24）は、廃止されたので、併せて通達する。

添付書類：装備品等標準化実施細則

装備品等標準化実施細則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 標準化業務

第1節 標準品目等の指定等（第3条―第7条）

第2節 防衛省仕様書の制定等（第8条―第11条）

第3節 防衛省規格の制定等（第12条―第14条）

第4節 防衛省仕様書及び防衛省規格の作成要領（第15条）

第3章 幕等仕様書（第15条の2―第18条）

第4章 雑則（第18条の2・第19条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号。以下「標準化訓令」という。）第13条第5項の規定に基づく防衛省仕様書の原案及び制定案の様式及び記載要領、標準化訓令第19条第3項の規定に基づく防衛省規格の原案の様式及び記載要領その他標準化業務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幕僚長等 大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、幕僚長（陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。以下同じ。）、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官をいう。
- (2) 幕僚監部等 大臣官房、防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、幕僚監部（陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部をいう。以下同じ。）、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。
- (3) 標準化対象品目 装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号。以下「類別訓令」という。）第2条第7号に規定する指定品名をその品目名とする国産品目（類別訓令第6条の2第1項に規定する「供与品等」以外の装備品等に係る品目）をいう。
- (4) 標準品目等 標準化訓令第4条から第7条までに規定する標準品目（S）、試用品目（T）及び非標準品目（N）の3つの品目区分の名称及び記号をいう。
- (5) 防衛省仕様書 標準化訓令第13条の規定により制定した仕様書をいう。
- (6) 幕等仕様書 標準化訓令第14条第2項及び第3項の規定により幕僚長、陸上自衛隊補給統制本部長、海上自衛隊補給本部長、航空自衛隊補給本部長及び防衛装備庁長官が作成する仕様書をいう。
- (7) 標準化計画 標準化訓令第20条の3に規定する年度標準化計画をいう。
- (8) 標準化業務 標準化訓令第4条の規定による標準品目等の指定等（指定及び指定変更をいう。以下同じ。）、標準化訓令第13条の規定による防衛省仕様書の制定等（制定、改正及び廃止をいう。以下同じ。）及び標準化訓令第19条の規定による防衛省規格の制定等（制定、改正及び廃止をいう。以下同じ。）をいう。

(9) ライセンス生産 技術援助契約に基づき外国から技術導入を行い、わが国で生産することをいう。

第2章 標準化業務

第1節 標準品目等の指定等

(標準品目等の指定基準等)

第3条 標準品目等の指定をする品目は、標準化対象品目とし、その指定をする際の基準については次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 標準品目（S）は、その特性（形状、構造、品質及び性能等をいう。以下同じ。）が明確であり、かつ、今後調達が予想されるもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

ア 仕様が安定しているもの

イ 互換性を確保するため品目を統一するもの

ウ 多くの装備品等に共通して使用されているもの

エ 使用実績が良好なもの

オ 経済的効果が図れるもの

カ その他標準化の効果が期待でき必要と認めるもの

(2) 試用品目（T）は、指定を行うのに十分な使用実績又は根拠資料がないものとする。

(3) 非標準品目（N）は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 今後調達しないもの

イ 製造中止のため、今後調達できないもの

2 前項各号のいずれにも指定されないものは、その他の品目（X）とする。

(標準品目等の指定除外)

第4条 標準品目等の指定の対象から除外する品目の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、防衛大臣が標準品目等の指定をする必要があると認めるものは除く。

(1) 使用の目的が達成できる品質が確保された市販品が複数存在することから、標準化の必要がないと認められるもの。

(2) 用途が限定されているもの。

(3) 特殊設計品、構成品、部品及び原材料等で、その使用又は調達状況から標準化の必要がないと認められるもの。

(標準品目等の指定等の協議)

第5条 幕僚長等は、標準化訓令第4条第2項又は同条第4項において準用する同条第2項の規定による標準品目等の指定又はその変更の協議が必要と認める場合には、標準品目等の指定（指定の変更）理由書（様式第1）を添付の上、防衛装備庁長官に依頼するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、防衛省仕様書により新たに調達した品目を標準品目（S）に指定する防衛装備庁長官への依頼は、類別訓令第4条第2項に規定する資料の提出をもって兼ねることができる。

(標準品目等の指定等の検討依頼及び回答)

第6条 防衛装備庁調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）（衛生資材にあつては、人事教育局衛生官）は、年度標準化計画の円滑な実施を図るため、幕僚監部等の標準化担当課等の長（以下「幕等担当課長」という。）に標準品目等の指定等の検討依頼を行うものとする。ただし、前条第2項の場合を除く。

2 幕等担当課長は、標準品目等の指定等の検討依頼を受けた場合は、その検討結果を品目検討表（様式第2）により回答するものとする。

(試用品目等の使用実績の報告)

第7条 幕僚長等は、標準化訓令第6条及び第16条第4項の規定により防衛大臣に使用実績の報告を行う場合は、使用実績報告書(様式第3)により報告するものとする。

第2節 防衛省仕様書の制定等

(防衛省仕様書の制定基準)

第8条 防衛省仕様書を制定する装備品等は、標準品目(S)に指定された品目とし、その制定をする際の基準については次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特性が明確であり、仕様が安定し、調達補給の頻度が高く、かつ、継続して調達が予想されるもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

ア 互換性の確保を図るもの

イ 共通性の確保を図るもの

(2) 法令の規定に基づき仕様を定める必要があるもの。

(3) その他防衛大臣が必要と認めるもの。

(防衛省仕様書の制定除外)

第9条 防衛省仕様書の制定の対象から除外する装備品等の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、防衛大臣が防衛省仕様書を制定する必要があると認める装備品等は除く。

(1) 国定規格品(JIS及びJAS規格品)、防衛省規格又はカタログ品(一般市販品)で使用目的が達成できるもの。

(2) 技術革新により仕様内容の変更頻度が著しいもの。

(3) ライセンス生産されるもの。

(4) 秘密保全の必要性があると認められるもの。

(防衛省仕様書の原案の送付)

第10条 幕僚長等は、標準化訓令第13条第3項及び第7項の規定により防衛装備庁長官に防衛省仕様書の原案を送付する場合は、防衛省仕様書制定・改正・廃止理由書(様式第4)を添付するものとする。

(防衛省仕様書の原案等の検討依頼及び回答)

第11条 調達企画課長(衛生資材にあつては、人事教育局衛生官)は、年度標準化計画の円滑な実施を図るため、幕等担当課長に防衛省仕様書の原案又は防衛省仕様書の改正若しくは廃止の検討依頼を行うものとする。

2 幕等担当課長は、前項の検討依頼を受けた場合は、その検討結果を防衛省仕様書(原案)に対する意見書(様式第5)又は防衛省仕様書改正・廃止の必要性検討表(様式第6)により回答するものとする。

第3節 防衛省規格の制定等

(防衛省規格の制定事項)

第12条 防衛省規格を制定する事項は、次の各号の一に掲げる事項とする。

(1) 通則的事項

(2) 試験方法及び検査方法

(3) 包装方法

(4) 基礎的な部品及び材料

(5) 用語

(6) その他防衛大臣が必要と認める事項

(防衛省規格の制定除外)

第13条 防衛省規格の制定の対象から除外する事項は、次の各号の一に掲げる事項とする。ただし、防衛大臣が防衛省規格を制定する必要があると認める事項は除く。

(1) 技術革新により規格内容の変更頻度が著しい事項

(2) 十分に確立されていない技術に係る事項

(防衛省規格の制定等の申請)

第14条 防衛装備庁長官は、標準化訓令第19条第2項の規定により防衛大臣に防衛省規格の制定及び改正の申請を行う場合は、申請書に防衛省規格概要書(様式第7)を、廃止の申請を行う場合は、申請書に防衛省規格廃止理由書(様式第8)を添付するものとする。

第4節 防衛省仕様書及び防衛省規格の作成要領

(防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等の様式及び記載要領)

第15条 防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等の様式及び記載要領は、別紙によるものとする。

第3章 幕等仕様書

(防衛装備庁長官の作成する仕様書)

第15条の2 標準化訓令第14条第2項第2号に規定する市販品で防衛大臣が別に定めるものは、2以上の自衛隊において調達を予定する同一の仕様の装備品等とする。

(仕様等の承認)

第16条 幕僚長は、標準化訓令第16条第2項の規定により防衛大臣の承認を受ける場合は、装備品等概要書(新規・改正)(様式第9)を添付するものとする。

2 前項の規定は、標準化訓令第16条第2項の規定により防衛装備庁長官と協議を行う場合に準用する。

(幕等仕様書の報告)

第17条 幕僚長等は、作成した幕等仕様書について当該年度分を取りまとめ、幕等仕様書作成報告書(様式第10)を作成し、翌年度の6月30日迄に防衛装備庁長官(幕僚長が作成したものに限る。衛生資材にあつては、大臣官房衛生監)に通知するものとする。

(幕等仕様書の検討等)

第18条 調達企画課長(衛生資材にあつては、人事教育局衛生官)は、前条の報告書に基づき、防衛省仕様書の制定についての検討を行う必要が生じた場合は、幕僚監部、陸上自衛隊補給統制本部、海上自衛隊補給本部、航空自衛隊補給本部又は防衛装備庁の幕等担当課長に幕等仕様書の提出を求めるものとする。

(部外への情報提供)

第18条の2 幕僚長等は、部外に対し、防衛省仕様書、幕等仕様書及び防衛省規格に関する情報の提供に努めるものとする。

第4章 雑則

(委任規定)

第19条 この細則の実施に関し必要な事項は、大臣官房衛生監又は防衛装備庁長官が定める。

防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等の様式及び記載要領

防衛省仕様書の原案（防衛省仕様書の改正の原案を含む。以下同じ。）、防衛省仕様書改正票の原案、防衛省規格の原案（防衛省規格の改正の原案を含む。以下同じ。）及び防衛省規格改正票の原案（以下「防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等」という。）の様式及び記載要領は、次のとおりとする。

1 用語の定義

この規定で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 本体

防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案の構成上の主体となる部分をいう。

(2) 附属書

内容としては、防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案の主体となる事項であるが、原案の構成上、特に取り出して本体に準じてまとめるもの。

(3) 参考

本体及び附属書の規定に関連する事項を補足するもの。本文中に記載するものと、特に取り出してまとめるものがある。ただし、防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案の一部ではない。

(4) 解説

本体、附属書に規定した事項、参考に規定した事項及びこれらに関連した事項を説明するもの。ただし、防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案の一部ではない。

(5) 箇条

本体及び附属書の構成部分となっている個々の独立した規定であって、文章・図・写真・表・式等で組み立てて、それぞれ一つのまとまった要求事項等を表すもの。

(6) 本文

箇条の構成部分をなす主体となる文章をいう。

(7) 注記

本文・図・表等の中に直接記載すると複雑になるような事項を、別に記載するもの。

(8) 注

本文・注記・図・表等の中の一部の事項に注記符号を付け、取り出して別に記載するもの。

(9) 例

本文・注記・注・図・表等に示す事項の理解を助けるために例示するもの。

(10) 引用文書

防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案の一部を構成するために引用する、国定規格、標準化訓令に基づき定められた防衛省仕様書及び防衛省規格並びに法令等の文書をいう。

(11) 関連文書

防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案を適用するに当たって、参照した方がよい仕様書、規格、その他の文書等をいう。

(12) 引用文書等

引用文書等は、引用文書及び関連文書とする。

(13) 官給品

官給品は、調達品等に使用するために、官が契約の相手方に支給するものをいう。

(14) 貸付品

貸付品は、官が契約の相手方に貸し付けるものをいう。(契約に基づく保管、修理又は改造の対象として寄託するものを除く。)

2 防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案の構成等

(1) 防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案の構成

防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案は、原則として本体だけとし、必要があってこれに附属書を付ける場合には、この附属書を含めて構成する。

防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案には、必要がある場合には、参考及び解説を付ける。

(2) 防衛省仕様書の改正の原案、防衛省規格の改正の原案、防衛省仕様書改正票の原案及び防衛省規格改正票の原案の区分

防衛省仕様書及び防衛省規格を全面改正する場合には、防衛省仕様書の改正の原案及び防衛省規格の改正の原案によるものとする。

防衛省仕様書及び防衛省規格を一部改正する場合には、防衛省仕様書改正票の原案及び防衛省規格改正票の原案によるものとする。

3 防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等の内容のまとめ方と配列の順序

防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等の内容のまとめ方と配列の順序は、原則として次のとおりとする。

なお、本体の最初には、適用範囲に関する箇条を必ず設けるものとし、他の箇条については、必要に応じ追加、省略、併合、分割等を行っても差し支えない。

(1) 防衛省仕様書の原案

ア 総則

(ア) 適用範囲

(イ) 用語及び定義

(ウ) 種類・等級

(エ) 製品の呼び方

(オ) 引用文書等

イ 製品に関する要求

(ア) 認定

(イ) 構成

(ウ) 材料

(エ) 製造方法、加工方法

(オ) 構造・形状・寸法・質量

(カ) 外観、機能、成分、性能及びその他の品質的事項

(キ) 製品の表示

(ク) 品質管理

ウ 品質保証

(ア) 認定検査

(イ) 監督・検査

エ 出荷条件

- (ア) 包装
- (イ) 包装の表示

オ その他の指示

- (ア) 官給品・貸付品
- (イ) 附属品・予備品
- (ウ) 承認用図面・承認用見本

(2) 防衛省規格の原案

防衛省規格の原案の規定項目及びその配列の順序は、日本産業規格 JIS Z 8301 (規格票の様式) (以下「日本産業規格」という。)に準ずる。

(3) 防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等の体裁

防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等は、その内容のほか次の事項を加えてそれぞれ付紙第1～付紙第4に示す体裁にまとめる。

ア 防衛省仕様書の原案

- (ア) 「防衛省仕様書 (原案)」又は「防衛省仕様書改正 (原案)」の表示
- (イ) 防衛省仕様書の名称の案
- (ウ) 指定品名
- (エ) 防衛省仕様書の記号「D S P」
- (オ) 防衛省仕様書の番号の案
- (カ) 制定年月日の記入枠及び改正年月日の記入枠 (ただし、改正した場合)
- (キ) 原案作成部課等名
- (ク) その他必要な事項

イ 防衛省仕様書の改正票の原案

- (ア) 「防衛省仕様書改正票 (原案)」の表示
- (イ) その他この号ア (イ) ～ (カ) 及び (ク) の体裁に準ずる。

ウ 防衛省規格の原案

- (ア) 「防衛省規格 (原案)」の表示
- (イ) 防衛省規格の名称の案
- (ウ) 防衛省規格の記号「N D S」
- (エ) 防衛省規格の番号の案
- (オ) 制定年月日の記入枠及び改正年月日の記入枠 (ただし、改正した場合)
- (カ) 引用文書等
- (キ) その他必要な事項

エ 防衛省規格改正票の原案

- (ア) 「防衛省規格改正票 (原案)」の表示
- (イ) その他この号ウ (イ) ～ (キ) の体裁に準ずる。

4 防衛省仕様書の原案、防衛省規格の原案等の細部記載要領

(1) 一般的記載事項

ア 文章は、正確、具体的、かつ、簡明に記載する。

イ 防衛省仕様書の原案においては、原則として、広い範囲から入札に参加でき、かつ、自由で公平な

競争が行われるよう、性能等品質的要求を主体とし、必要以上に細部にわたる事項、厳しい規定又は過度の要求をしてはならない。ただし、品目の種類を最小限にし、標準となる品目を限定し、また、互換性、共通性、安全性等を確保するため必要な事項の規定を行う。

ウ 防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案には、国定規格、防衛省仕様書、防衛省規格及び法令等を引用することができる。前記以外の仕様書及び規格は、そのまま引用するのを極力避け、規定している内容を吸収し活用を図るものとするが、やむを得ない場合は、引用した仕様書及び規格が既に制定されている防衛省仕様書及び防衛省規格の原案に引用されているときを除き、当該仕様書及び規格を防衛省仕様書の原案及び防衛省規格の原案に添付する。

エ 一定の範囲に属する装備品等の仕様に共通する一般的な規定を取り出し、共通仕様書を規定する防衛省仕様書の原案としてまとめ、又は一定の範ちゅうに属する規格に共通する一般的な規定を取り出し、共通規格を規定する防衛省規格の原案としてまとめることができる。

オ 数値をもって規定できるものは、可能な限り数値をもって表現する。この場合、必要のある許容差等は、明確に示さなければならない。特定の数値に限定する必要のない場合には、約という表現を用いてもよい。

カ 次に示す事項は、日本産業規格に準ずる。

- (ア) 文章の書き方
- (イ) 用字、用語及び記述符号
- (ウ) 箇条・細別符号
- (エ) 注記・注・例・参考・参照
- (オ) 図・表
- (カ) 量・単位・数値・式
- (キ) 引用文書等の引用

キ 字配り

防衛省仕様書の原案の字配りは付紙第 1 に、防衛省仕様書改正票の原案の字配りは付紙第 2 に、防衛省規格の原案の字配りは付紙第 3 に、防衛省規格改正票の原案の字配りは付紙第 4 に示すとおりとする。

(2) 項目別記載要領（付紙第 1 ～付紙第 4 参照）

ア 防衛省仕様書の名称の案及び防衛省規格の名称の案に用いる装備品等の名称には、原則として、類別訓令第 10 条の規定に基づき定められた補助品目名を用いる。補助品目名だけでは表現し難いものは形容語を付ける。

イ 防衛省仕様書及び防衛省規格の番号の案の最初には、付表に示す分類記号のうち該当するものを用いる。

ウ 防衛省仕様書の改正及び防衛省規格の改正による場合には、第 1 回目、第 2 回目……の順に「B、C……」の記号を、また防衛省仕様書改正票及び防衛省規格改正票による場合には、「(1)、(2) ……」の数字を仕様書番号又は規格番号の後尾に記載する。

エ 防衛省仕様書には、規定する装備品等について、該当する指定品名（類別訓令第 2 条 7 号に規定する指定品名をいう。）がある場合には、括弧を付して当該指定品名を記載する。

オ 引用文書等

- (ア) 引用文書等は、引用文書及び関連文書に分けて記載する。
- (イ) 引用文書及び関連文書が、仕様書・規格等 2 種以上ある場合には、細別符号及び見出しを記載し、

仕様書・規格等を列記する。

(ウ) 引用文書等は、特に版を指定する以外は、最新版とする。

カ 認定等

防衛省仕様書の原案には、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令44号）第3条第1項の規定に基づく製造設備等の認定、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項若しくは第2項又は第37条第1項若しくは第2項の規定に基づく認証等を得ていることを必要とするものについて、次に掲げる例のように記載する。

例1 この仕様書で調達される野外用通信線には、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令が適用される。

例2 この仕様書で調達される製品は、産業標準化法第30条第1項若しくは第2項又は第37条第1項若しくは第2項の規定に基づき、同法第30条第1項の表示を付すことを認められたものでなければならない。

キ 品質保証

(ア) 防衛省仕様書の原案には、納入される製品が要求内容に合致し、かつ、品質が保証されていることが客観的に確認できる方法について記載する。

(イ) 認定検査は、試験項目・試験方法（試験場所、試験器材、試料、抜き取り方法等を含む。）・合否判定基準等について記載する。

(ウ) 監督は、請負契約に係るものについて記載する。

(エ) 検査は、検査項目・検査方法・試験方法・合否判定基準等について記載する。

(オ) 監督又は検査のための射撃試験その他の試験について必要がある場合には、官の支援事項等について記載する。

防衛省仕様書の原案の体裁及び字配り

防衛省仕様書（原案） 防 衛 省 仕 様 書 の 名 称 （ 指 定 品 名 ）		D S P 防衛省仕様書の番号 制定 年 月 日 改正 年 月 日
--	--	--

1 総則

1.1 適用範囲

1)

注¹⁾

1.2 用語及び定義

1.3 種類・等級

表 1 -

注記	

1.4 製品の呼び方

例

1.5 引用文書等

a)

b)

2 製品に関する要求

2.1 認定

2.2 構成

注記 1.

2.

2.3 材料

a)

b)

2.3.1

a)

1)

2)

備考： 1 差し込み表を記載するときは、本文の中心に対して左右が対称となるように記載する。

2 箇条番号及び箇条の見出し等は、字配りを示すために列記したものである。

3 改正年月日の記入枠は、改正時に記載する。

4 図・表を本体・附属書・参考・解説のそれぞれの終わりにまとめて掲げる場合は、付図・付表として記載する。

防衛省仕様書改正票の原案の体裁及び字配り

防 衛 省 仕 様 書 改 正 票 (原 案)		D	S	P
防 衛 省 仕 様 書 の 名 称		防衛省仕様書の番号 ()		
(指 定 品 名)		制 定	年	月 日
		改 正	年	月 日

この改正票は、DSP □ ○○○○△ (防衛省仕様書の名称) についてのものであり、DSP □ ○○○○△と併用される。

改正事項を記入する。

備考： 1 差し込み表を記載するときは、本文の中心に対して左右が対称となるように記載する。
2 改正年月日の記入枠は、改正時に記載する。

防衛省規格の原案の体裁及び字配り

防 衛 省 規 格 (原 案)	N	D	S
防 衛 省 規 格 の 名 称	防衛省規格分類記号及び番号		
	制 定	年	月 日
	改 正	年	月 日

以下字配りは、日本産業規格に準ずる。

防衛省規格改正票の原案の体裁及び字配り

防 衛 省 規 格 改 正 票 (原 案)		N D S	
防 衛 省 規 格 の 名 称		防衛省規格分類記号及び番号 ()	
		制 定	年 月 日
		改 正	年 月 日

この改正票は、NDS □ ○○○○△ (防衛省規格の名称) についてのものであり、NDS □ ○ ○○○△と併用される。

改正事項を記入する。

分 類 表

部 門	分 類 記 号
土 木 建 築	A
機 械	B
電 気	C
自 動 車	D
鉄 道	E
船 舶	F
鉄 鋼	G
非 鉄 金 属	H
化 学	K
繊 維	L
鉱 山	M
農 林 畜 水 産	N
パ ル プ 及 び 紙	P
窯 業	R
日 用 品	S
衛 生 資 材	T
航 空	W
情 報 処 理	X
武 器	Y
一 般 及 び 雑	Z

指 定
標準品目等の理由書
(指定の変更)

整 理 番 号	
使 用 機 関	

指定・ 指定 変更 案	指 定	品 目 名		
		物 品 番 号 形 式		形式
		指 定 区 分 案		
	指 定 の 変 更	品 目 名		
		物 品 番 号 形 式		形式
		指 定 区 分 指 定 年 月 日		
		指 定 区 分 案		
	指定（指定の 変更）理由及 び添付資料	理 由		
添 付 資 料				

備考：用紙 日本産業規格 A列4番（縦型）

記 入 要 領

- 1 標題は、申請の内容によって選定する。
- 2 「整理番号」欄には、幕僚長等ごとに当該年度及び一連番号を記入する。
- 3 「使用機関」欄には、類別細則第2条第3号に規定する使用機関のコードを記入する。
- 4 「指定」欄には、指定の申請を行う場合の所要事項を記入する。
- 5 「指定の変更」欄には、指定変更の申請を行う場合の所要事項を記入する。
- 6 新たに指定の申請を行うことに伴って、同時に現品目の指定の変更を必要とする場合は、「指定」欄及び「指定の変更」欄に所要事項を記入する。
- 7 「指定区分」欄には、標準品目、試用品目、非標準品目又はその他の品目の別を記入する。
- 8 「理由」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) 指定の申請を行う場合は、指定の必要性を記入する。ただし、防衛省仕様書に基づき取得された装備品等については、防衛省仕様書番号及び制定年月日を記入する。
 - (2) 指定変更の申請を行う場合は、変更の理由及び指定の変更に伴い当該装備品等が他の品目に及ぼす影響等を記入する。
- 9 「添付資料」欄には、添付する資料の件名を記入するものとし、添付する資料は次のとおりとする。
 - (1) 標準品目の指定の申請を行う場合は、その根拠となる技術資料
 - (2) 試用品目を標準品目又は非標準品目に指定の変更の申請を行う場合には、当該試用品目に関する使用実績資料
 - (3) 技術革新等によって、標準品目又は防衛省仕様書に定める装備品等よりも優れていると認められる装備品等の取得が可能となった場合において、当該装備品等の指定の申請を行う場合には、技術資料及び標準品目又は防衛省仕様書に定める装備品等の比較（特性、経済性、調達の容易性及び標準品目等の互換性等）検討資料

品 目 検 討 表

(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)	(13)	(14)
一連 番号	I N C	指定品名	物品番号		参考 番号	製造者 記号	使用 機関	関連 事項	現 品 目 指 定	単価	年度	調達数量	調達 区分	選 定理由等 指	標 品 目 等 の 選 指 定 案	備考
			分類 番号	品目識別 番号												

記 入 要 領

- 1 (1)～(9)欄は、防衛装備庁調達管理部（調達企画課類別・標準化企画室）で記入する。
- 2 (5)、(6)、(8)及び(10)欄以下の項目は、幕僚監部等で下記の要領により記入する。
 - (1) (5)欄が空欄の場合、製造者の付与する番号、記号又は商品名であって、そのみで特定の生産品目を識別することのできるもの並びに当該品目の仕様書番号又は規格番号を記入する。
 - (2) (6)欄が空欄の場合、当該品目の製造者記号を記入する。
 - (3) (8)欄が空欄の場合、当該品目がシステム又は装置等に組み込まれて使用されるものには、その装備品名を、記入事項が別に指示された場合には、その事項を記入する。
 - (4) (10)欄は、最新の調達単価、年度及び数量を記入する。
 - (5) (11)欄は、次の調達区分に従い、それぞれ該当する記号を記入する。

記 号	区 分
A	継 続 調 達
B	調 達 不 確 実
C	調 達 不 可

- (6) (12)欄には、指定した理由等を記入する。なお、これらの根拠資料は、必要に応じ別添として添付する。
- (7) (13)欄は、次の区分に従い、それぞれ該当する記号を記入する。

記 号	区 分
S	標 準 品 目
T	試 用 品 目
N	非 標 準 品 目
X	その他の品目

機関名

使 用 実 績 報 告 書

物 品 番 号	
品 目 名	
仕様書番号及び 仕様書名称 使用担当部隊等	
使用の場所及び期間	
方法及び環境条件	
使用の成果及び成績	
総合成果及び所見	
その他の参考事項	

備考：用紙 日本産業規格 A列 4 番（縦型）

記 入 要 領

- 1 「使用担当部隊等」欄には、当該試用品目の使用を担当した部隊等を記入する。
- 2 「使用の場所及び期間」欄には、当該試用品目を使用した場所及び期間を記入する。
- 3 「方法及び環境条件」欄には、当該試用品目を使用した方法及び環境条件を記入する。
- 4 「使用の成果及び成績」欄には、当該試用品目について、使用上のあらゆる観点から検討し、
適当であるか否かについての概要を記入し、細部は別紙をもって記入する。

なお、使用上不適当であると認められる事項については、その理由を記入し、改善意見があればそれも記入する。

- 5 「総合成果及び所見」欄には、当該試用品目に対する総合判定及び指定の変更についての所見
を記入する。
- 6 その他

記入事項が当該欄中に記載できない場合（前記4 を除く。）は、別紙をもって記入する。

制定
防衛省仕様書 改正 理由書
廃止

仕様書の名称			
仕様書の番号		制定 年月日	
調達予定年度 (数 量)		単 価	
制定 改正・案 廃止			
理 由 等			

備 考： 用紙 日本産業規格 A列4番（縦型）

防衛省仕様書(原案)に対する意見書

様式第 5
(第11条関係)

(防衛省仕様書 (原案) の名称

)

一連番号	箇条番号等	原 案	意 見 (修 正 案)	理 由

備考：用紙 日本産業規格 A列4番 (横型)

防衛省仕様書 改正・廃止 の必要性検討表

様式第 6
(第11条関係)

一連番号	仕 様 書 番 号	仕 様 書 の 名 称	制定年月日 (改正年月日)	改正等 区 分	調 達 区 分	最 終 調 達 年 度	改正・廃止等の理由

備考：用紙 日本産業規格 A列4番（横型）

記 入 要 領

- 1 改正等区分欄は、次の区分に従い、それぞれ該当する記号を記入する。

記 号	改正等区分
現	現 状 で 可
改	要 改 正
廃	廃 止

- 2 調達区分欄は、次の区分に従い、それぞれ該当する記号を記入する。

記 号	調 達 区 分
A	調 達 継 続
B	調達不確実
C	調達しない

- 3 改正・廃止等の理由欄は、次の要領により記入する。

- (1) 改正等区分記号「改」を記入した場合は：仕様の変更を必要とする箇所と理由を記入する。
- (2) 同 「廃」を記入した場合は：廃止の結論に至った理由及び廃止後の措置について記入する。
- (3) 調達区分記号「B」を記入した場合は：調達不確実となる理由がある場合は、記入する。
- (4) 同 「C」を記入した場合は：代替品を予定している場合には、代替品の名称と調達方法及び理由等を記入する。

防衛省規格概要書

項 目		内 容			
規格番号及び名称					
要求（又は関係）幕					
適 用 範 囲					
作 成 経 緯					
根 拠 資 料					
他規格との比較					
規格委員会	議決年月日				
	主な問題点				
備 考					
担 当	作成		調整		

備考：用紙 日本産業規格 A列4番（縦型）

防衛省規格廃止理由書

番号	廃止する防衛省規格		廃止理由
	規格番号	名称	

装備品等概要書（新規・改正）

装 備 品 等 名					
指 定 品 名					
物 品 番 号			仕 様 書 番 号		
防衛大臣承認年月日			仕様書作成年月日		
仕 様 書 作 成 担 当 部 課 等 名					
調 達 数	単 価	納 期	調達源区分	予算区分	
標準品目等指定案		※	指 定 案 理 由		
使用実績報告年月日			※	標準品目等指定区分	
装 備 品 等 の 概 要 及 び 調 達 事 由					
類似装備品等の保有 状 況 等 調 査 結 果	1 保有の状況 （有・無） 2 当該年度内の調達計画 （有・無） 3 市販の状況 （有・無）				
防 衛 装 備 庁 長 官 と の 協 議 結 果					

- 備考：1 用紙 日本産業規格 A列4番（縦型）
 2 当該欄中に記載できない場合は、別紙に記載し添付する。
 3 ※印の箇所は、空欄とする。

記 入 要 領

- 1 「装備品等名」欄には、装備品等名（仕様書名称）を日本語名で記入し、形式などがある場合は併記する。
- 2 「指定品名」欄には、類別訓令第2条（7）に規定する品名を記入する。
- 3 「物品番号」欄には、類別訓令第9条に基づく番号を記入する。ただし、当該仕様書を作成するまでに類別資料の提出ができない場合は、物品番号案を記入する。
- 4 「仕様書番号」欄には、各自衛隊で定められている仕様書番号を記入する。（改正の場合）
- 5 「防衛大臣承認年月日」欄には、防衛大臣の承認を得た年月日を記入する。（改正の場合）
- 6 「仕様書作成年月日」欄には、幕僚長の決裁を得た年月日を記入する。（改正の場合）
- 7 「仕様書作成担当部課等名」欄には、当該仕様書を作成した部課等名、起案者及び電話番号を記入する。
- 8 「調達数」欄には、初回の調達予定数を記入する。
- 9 「単価」欄には、当該装備品等の単価を次に示す略語区分により記入する。
予算単価・・・（予）、見積単価・・・（見）、市場単価・・・（市）
- 10 「納期」欄には、当該装備品等の予定納期を記入する。
- 11 「調達源区分」欄には、当該装備品等の調達源を国内、輸入及びFMSに区分して記入する。
- 12 「予算区分」欄には、当該装備品等の予算を歳出及び国債に区分して記入する。
- 13 「標準品目等指定案」欄には、標準品目等の指定案をS（標準品目）、T（試用品目）、N（非標準品目）、X（その他の品目）、及び対象外に区分して記入する。
- 14 「指定案理由」欄には、標準品目等指定案でS又はXにした場合は、その理由を簡潔に記入する。
- 15 「使用実績報告年月日」欄には、標準品目等指定区分でTにした場合は、使用実績の報告年月日を記入する。
- 16 「標準品目等指定区分」欄には、当該仕様書が最初に防衛大臣承認を得たときの標準品目等の指定区分を記入する。（改正の場合）
- 17 「装備品等の概要及び調達事由」欄には、当該装備品等の使用目的、運用要求及び要求諸元（主要諸元）、今後の装備予定数などの装備品等の概要並びに当該装備品等の調達に当たっての選定理由又は経緯その他必要事項を記入する。また、改正の場合は、主な改正箇所、改正の理由、防衛省仕様書との関連その他必要な事項を記入する。
- 18 「類似装備品等の保有状況等調査結果」欄には、幕僚長が、防衛大臣承認申請に先立って、自隊を含め他の自衛隊の類似の装備品等について保有の状況、調達計画（当該年度内）及び市販の状況について調査（照会）し、保有などが確認された場合は、次に示す事項を努めて記入する。
保有の状況
・・・装備品等の名称、自衛隊区分、数量、使用目的、主要諸元、調達年度、調達価格、製造業者その他必要な事項
当該年度内の調達計画
・・・装備品等の名称、自衛隊区分、数量、使用目的、主要諸元、予算単価、調達要求時期（納期）その他必要な事項
市販の状況
・・・名称（商品名）、価格、メーカー、国産品・輸入品の区分その他必要な事項
- 19 「防衛装備庁長官との協議結果」欄には、協議の結果を簡潔に記入する。

幕等仕様書作成報告書

部門 記号	仕 様 書 番 号	仕 様 書 の 名 称 (品 名)	適 用 範 囲	作成年月日	防衛大臣承認年月日	市販品 の有無	継 続 調 達 の有無	備 考

備 考： 1 用紙 日本産業規格 A 列 4 番（横型）
2 部門記号は、防衛省仕様書目録に示す区分
3 記載する時は、当該年度分を部門記号別（アルファベット順）に分類し、更に番号順に配列する。